民法　司法令７－１１　肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　共有持分権が，譲渡された後の管理費用の請求の相手方

１．問題の所在

Ａ及びＢが甲土地を共有していた。そして，Ａが甲土地の管理のために費用を支払った後，Ｂが持分をＣに譲渡した。このとき，Ａは，Ｃに対しても，Ｃの持分に応じて，その費用の償還を求めることができるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

共有物の管理費用は，特定承継人に対しても，行使できる（２５４条）。

よって，求めることができるとする，肢は正しい。

（２）理由

まず，共有物の管理費用は，持分に応じて，各共有者が負担する（２５３条１項）。

Ａが管理費用を支出したときの共有者はＢである。したがって，Ｂには償還請求できる。

そして，Ｃには，償還請求ができないが，一般原則である。

なぜなら，ＢＣ間に持分の譲渡はあるが，債務の移転は伴わないのが通常だからである。

持分と債務は，別財産である。したがって，債務を移転する場合，別途，債務引受の合意が必要なのが一般原則になる。

これに従えば，Ａは，償還請求できるのは，Ｂのみであり，Ｃには，請求できないとも思える。しかし，不当である。なぜなら，Ｂは，積極的に支払いに応じない危険があるからである。すなわち，法は，管理費用の支払いの実効性を図るため，２５３条２項を置いているが，Ｂはすでに持分を譲渡しており，相当の賞金を支払っても，奪われる持分がないからである。そこで，管理費用で，利益を受けている特定承継人に請求を認める必要がある。

そこで，２５４条は，Ｂのみならず，特定承継人である（本件Ｃ）にも，請求を認めた。ＢＣ間に，併存的債務引受の合意はない（４７０条）。しかし，第三者を害するような行為を，自由に認めるのは問題がある。Ｃは，管理費用について利益を受けている以上，負担を受けるのは公平の見地から適当である。よって，Ａに対して管理費用を負担するのは，やむを得ない。なお，ＣがＢから説明をうけてないなど，不意打ちとなるような場合，ＢＣ間で調整すべきと考える（４４２条）。

以上